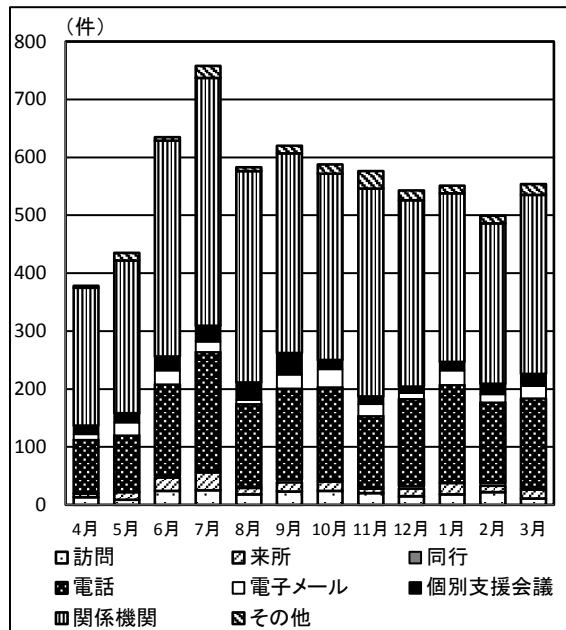


# 令和元度 生活支援センター あけび の概況報告(4月～3月)

## 1、相談支援業務の概況

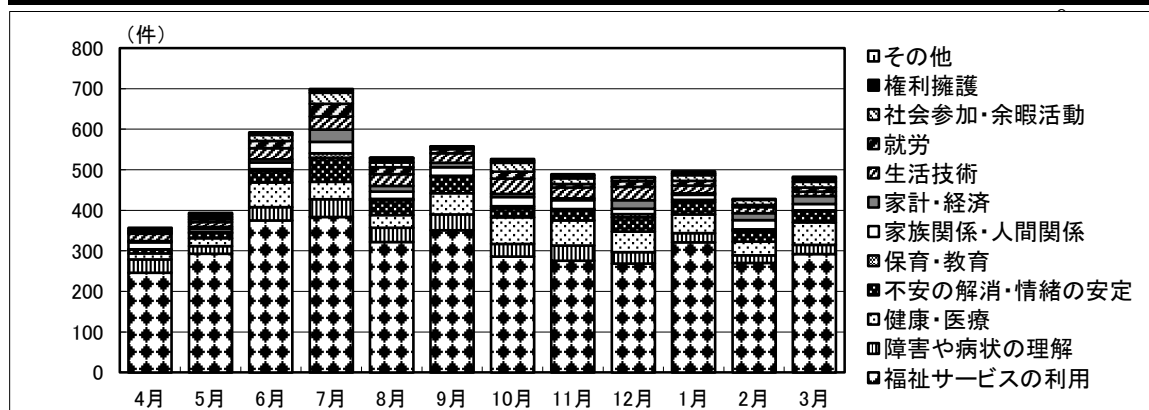
### (1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	13	6	1	92	10	15	238	3	378
5月	9	13	0	98	22	16	264	13	435
6月	24	23	4	157	24	24	373	6	635
7月	25	31	2	206	18	27	428	21	758
8月	18	11	2	143	7	30	365	7	583
9月	23	16	5	157	24	37	345	13	620
10月	24	16	2	161	31	16	322	16	588
11月	20	8	2	123	21	13	359	30	576
12月	15	13	4	151	10	11	322	17	543
1月	18	20	0	169	25	15	291	13	551
2月	22	11	5	139	14	18	277	13	499
3月	11	15	1	157	21	21	309	19	554
合計	222	183	28	1753	227	243	3893	171	6720



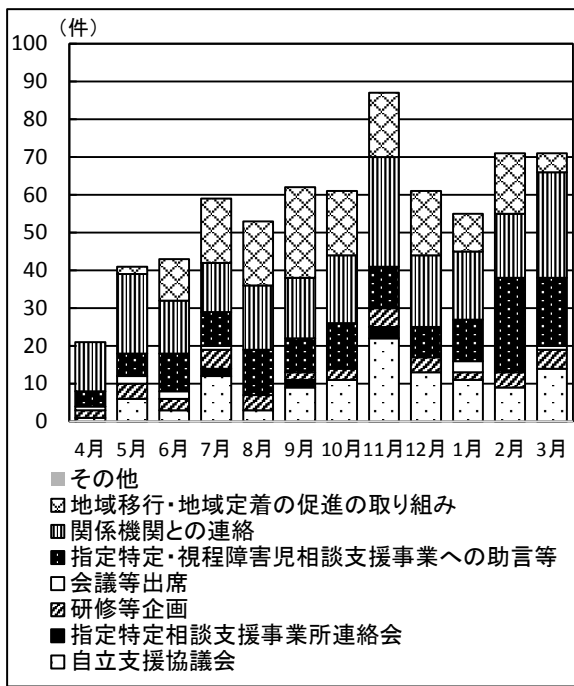
### (2) 障害者相談支援事業の内容件数

	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	246	33	15	9	1	17	3	18	3	4	6	2	357
5月	293	19	19	13	2	8	5	12	7	6	7	3	394
6月	375	33	61	27	6	16	8	27	18	15	5	1	592
7月	384	43	43	60	11	28	30	32	32	27	6	3	699
8月	322	35	31	37	3	18	14	29	17	12	11	1	530
9月	351	39	52	42	1	21	11	24	10	5	1	1	558
10月	286	31	66	22	5	23	8	37	17	22	5	5	527
11月	276	37	62	27	1	22	5	26	9	14	7	3	489
12月	269	28	51	35	8	13	21	33	14	8	1	1	482
1月	321	23	46	30	6	12	4	19	12	14	4	5	496
2月	270	19	34	26	4	23	17	15	5	13	2	0	428
3月	292	23	55	28	2	16	19	11	10	14	10	3	483
合計	3685	363	535	356	50	217	145	283	154	154	65	28	6035

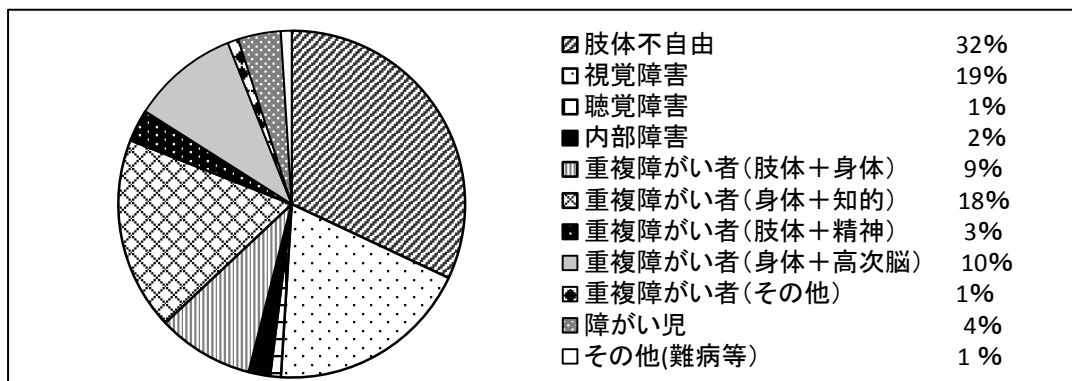


### (3) 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席	指定特定・視程障害児相談支援事業への助言等	関係機関との連絡	地域移行・地域定着の促進の取り組み	その他	月合計
4月	1	0	2	1	4	13	0	0	21
5月	6	0	4	2	6	21	2	0	41
6月	3	0	3	2	10	14	11	0	43
7月	12	2	5	1	9	13	17	0	59
8月	3	0	4	0	12	17	17	0	53
9月	9	2	2	0	9	16	24	0	62
10月	11	0	3	0	12	18	17	0	61
11月	22	3	5	0	11	29	17	0	87
12月	13	0	4	0	8	19	17	0	61
1月	11	0	2	3	11	18	10	0	55
2月	9	0	4	0	25	17	16	0	71
3月	14	0	5	1	18	28	5	0	71
合計	114	7	43	10	135	223	153	0	685



### (4) 相談対象者障がい種別



## 2、障害者相談支援事業の内容について

### (1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ サービス等利用計画に関する説明およびサービス利用計画の作成
- ・ 調整会議の開催
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 障害支援区分認定調査代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査
- ・ サービス提供事業者との連携及びサービス利用内容要望等の連絡、調整
- ・ サービス支給量変更に関しての調整、代行申請
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 学童の放課後支援や長期休暇支援に関する事
- ・ 介護保険制度に関する相談
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連携、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連携、連絡、調整

- ・他の相談支援事業所との連携、連絡、調整
  - ・家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
  - ・介護保険課、健康課、環境事業課、保護課との連携
  - ・郡山保健所との連携、連絡、調整
- など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
  - ・本人の障がい特性の理解促進
  - ・障がい受容に関する支援
- など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・訪問診療等に関する情報提供
  - ・訪問看護ステーションとの連携、連絡、調整
  - ・障がい特性に応じた医療機関の情報提供
  - ・病状について医療機関との連携、連絡、調整
  - ・入退院に伴う医療機関、家族、支援機関との連携、連絡、調整
  - ・難病患者等への支援
  - ・健康維持、促進に関する相談
- など

(4) 不安の解消・情緒の安定に関する支援

- ・生活の不安に関する相談、生活状況の確認
  - ・新型コロナウイルス感染リスクに関する不安
- など

(5) 保育・教育に関する支援

- ・特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
  - ・養護学校卒業後の進路に関する相談
  - ・就学、進学に関する情報提供、相談
  - ・学校への通学に関する相談
  - ・通信制高校や復学に関する相談
- など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・家族と本人との関係性についての相談
  - ・近隣住民や友人関係に関する相談
  - ・当事者間でのトラブルに関する相談
  - ・入所先での人間関係や生活についての相談
  - ・家族支援に関して介護保険事業所等との連携、連絡、調整
  - ・家族の入院等に伴う関係機関との連携、連絡、調整
- など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・心身障害者(児)医療制度に関すること
  - ・高額医療制度に関しての相談、申請代行
  - ・特定疾患医療に関すること
  - ・障害者年金に関すること
  - ・生駒市交通費助成に関すること
  - ・生活保護に関すること
  - ・地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況
  - ・障がい者割引サービスに関しての情報提供
  - ・借金や生活費に関すること
- など

(8) 生活技術に関する支援

- ・障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
  - ・緊急通報システムに関する情報提供
  - ・介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
  - ・民間有償サービス(施設や病院内での支援、家事代行、配食サービス等)に関する情報提供
  - ・日常生活用具の購入に関する情報提供、申請代行
  - ・補装具の給付に関する情報提供、連絡、調整、申請代行
  - ・福祉機器に関する、業者との連絡、利用援助
  - ・まごころ収集に関する事
  - ・子育て支援に関する事
  - ・親の加齢に伴う、将来の生活の場についての相談
  - ・大家、不動産業者との連絡、引っ越しに関する事
- など

(9) 就労に関する相談

- ・仕事に関する相談、情報提供、同行
  - ・休職・復職に関する事
  - ・就業・生活支援センターとの連携、連絡、調整
  - ・高校卒業後の就職先に関する事
  - ・就労の継続に関する相談
- など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・サロンの紹介、参加支援
  - ・各種教室や行事への参加支援
  - ・ボランティア資源の開拓
  - ・長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
  - ・ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談
- など

(11) 権利擁護に関する支援

- ・成年後見制度の情報提供、申請援助
  - ・地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
  - ・虐待の疑いに関する相談
  - ・触法に関する事
- など

(12) その他

- ・研修会へ参加
- など

会議・研修名	内容	日時・場所
まほろば 「あいサポート運動」 メッセージ養成研修	「あいサポート運動」のメッセージになるために、あいサポート運動の内容や目的、研修の進め方を学ぶ。	6月19日 奈良県文化会館
市町村担当職員研修会 ～発達障害のある人の生き づらさを理解する～	発達障害のある人の生きづらさを理解し、支援の方法について学ぶ	7月9日 郡山総合庁舎
高次脳機能障害研修会	医師や当事者の話しを聞き、高次脳機能障害の症状について理解し、支援方法について学ぶ	9月28日 奈良県産業会館
奈良県相談支援従事者現任 研修	相談支援に関する講義を受け、演習等を行い、相談支援従事者としてのスキルを身につける	10月4日、10月11日 10月25日 奈良県産業会館

3、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

(1) 自立支援協議会

- ・担当者部会及び専門部会への参加、打合せ

会議名	内容
障害者地域自立支援協議会 担当者部会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中活動系の事業所が集まり、児童を取り巻く関係機関との連携強化や課題整理、サポートブックの啓発、追跡を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、市民向けのイベントや研修会の開催を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (くらし部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中・就労活動系の事業所が集まり、地域で暮らし続けるため、福祉以外の業界・職域と連携する方法を検討し、地域へ働きかけを行う

## (2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・指定特定相談支援事業所連絡会へ参加

会議名	内容
市内指定特定相談支援事業所実務連絡会	生駒市内の特定相談支援事業所と意見交換や事例検討を行い、計画相談支援の質を向上させる

## (3) 研修等の企画

- ・研修等の企画

会議・研修名	内容	日時・場所
こども支援部会 ～不登校支援について～	不登校を支援する会の代表の方の講演を聞き、不登校支援について学ぶ	11月28日 メディカルセンター
担当者部会・権利擁護部会 ～対人援助について考える～	生駒市内の障害事業所職員等を対象に、福祉職としての対人援助のあり方について考える	12月22日 生駒市役所

- ・あけびカフェの企画

## (4) 会議等出席

- ・指定特定相談支援事業所主催の担当者会議に参加
- ・学校、病院、ケアマネ等の会議へ参加

など

会議名	内容
西和圏域就労支援連絡会議	なら西和障害者就業・生活支援センターライクの活動報告を踏まえ、地域の課題や現状について情報共有を行う
延寿ショートステイ交流会	延寿におけるショートステイの受け入れ状況や取り組みについての説明を受ける
療育意見交換会	奈良養護学校の支援や取り組みについて学び、奈良養護学校の生徒が利用する通所サービス事業所の取り組みや課題について情報共有を行う

\* その他、各関係機関とのケース会議に随時参加している。

## (5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・相談支援専門員からの相談への助言

- ・利用者宅への訪問同行 など

#### (6) 関係機関との連携

- ・病院、訪問看護事業所との連携、情報提供
- ・ケアマネ、地域包括支援センターとの連携、情報提供 など

#### (7) 一人暮らし体験調整

- ・一人暮らし体験利用者への情報提供、利用調整、アセスメント
- ・一人暮らし体験事業所との連携 など

### 4、相談支援業務の傾向について

- ・亡くなられたり、介護保険への移行や一般就労されたことにより、サービスを終了するケースはあるものの、新規ケースが増加しており、相談件数は増加傾向にある。
- ・相談対象者の障がい種別では昨年までと大きく変わりはなく、肢体不自由のケースが半数以上を占めている。しかし、3割以上の方は知的障がいや精神障がい等何らかの重複で、聴覚と視覚障がいや内部障がいと高次脳機能障がいの重複等、多様化している。
- ・特定疾患(難病)の方も障害福祉サービスを利用できるようにはなっているが、相談に来られる方のほとんどは、身体障害者手帳を所持されている。特定疾患(難病)の方は手帳が無くてもサービスが受けられることを知られていないこともあるが、福祉とのつながりを求められる時点で福祉サービス以外の面も考え、身体障害者手帳を所持されているためと思われる。
- ・全体の相談ケースの中で難病の方の占める割合は増えている。進行性の病気の方に対して、機能面低下等の先を見据えて、将来の生活について考えていかなければいけないが、病状の進行は人それぞれであり、失明や自分の死とも向き合わなければいけないこともあり、話しを進めたり、支援に入るタイミングなどの難しさがある。また、日に日に進行していくことを受容するのに時間がかかる。
- ・外出するのが困難な方が多く、来所より訪問のケースが多いが、就労しているケースや保護者からの相談が増え来所者の割合も増えている。また、他の家族への配慮から自宅で相談できないケースもある。
- ・18歳未満の相談ケースは少ないが、新規のケースもあった。
- ・初対面で自宅へ訪問する際は、年齢や支援者の状況等を踏まえ、2人で訪問するなど状況に合わせた対応をしている。
- ・個別支援会議を定期的に行うことにより、本人や家族、支援者で状況把握ができるため、関係機関との福祉サービスに関する連絡調整が減っている。
- ・医療的ケアが必要は方や基礎疾患を持っておられる方等感染症にかかるると重症化しやすい方が多いため、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月頃より感染予防の観点から対面ではなく、電話等で対応するケースが増え始めた。しかし、感染予防に関する考え方には個人差があるため、臨機応変な対応が求められた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3月頃より日中活動を休まれる利用者や事業所の閉鎖や時間の短縮が出始めたため、在宅支援の相談が増えた。児童の相談件数が少ないこともあるが、学校が臨時休校になったことでの相談はほとんどなかった。
- ・家族状況の変化や病状が変動しやすい方からの相談が増加したことにより、緊急かつ頻回なサービスの連絡調整が必要になるケースが増えている。
- ・視覚障がいや同行援護のみを利用されているケースでは、県外等への外出支援を希望されているため、遠方の事業所と契約されている方が多く、自分で事業所を探してこられるケースも増えている。働いておられたり、団体やサークル活動をされており交友関係が広く、情報を持っている方が多いからだと思われる。
- ・本人や家族が就労している場合、相談対応できる時間が土日祝及び夕方であれば出来ないケースが増加している。
- ・京都等、訓練や就労のため、遠方に入所されている方も数名おり、帰省や一時帰宅される場合を除き、電話や郵送でのやり取りになってしまう。成年後見人の家族が遠方に住んでおられる場合もある。
- ・聴覚障がいの方や忙しくてなかなか連絡が取りにくい方とはメールでやり取りを行ったが、文章でのやり取りになるため、思いがうまく伝わらないことがある。
- ・医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。
- ・聴覚障がいの方で、発達障がいや視覚障がいの重複ケースもあり、相談のやり取り時に困る場面があり、手話通訳者の利用などその人に合ったコミュニケーション方法の工夫が必要である。

- ・病状が落ち着いている場合は、かかりつけ医がいない方も多くおりサービス申請時等に困るケースも増えている。
- ・就労に関する事業所の増加にともない就労に関する相談が増えている。また、仕事を紹介してほしいと本人から電話がかかってくることもある。
- ・本人や家族の体調不良により、緊急的なサービスの見直しが必要なケースが月に数件あり、頻繁に計画変更が必要なケースも多い。本人が入退院を繰り返すケースもある。ここ最近では、病院側より入退院時の情報提供を求めてこられるケースが増えている。相談員と病院との連携が密になったことが考えられる。退院時に連携がうまくいかなかったこともあるため、情報提供方法や書式など、連携の仕方を考える必要がある。
- ・家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の場の確保等の相談が増えてきているが、将来をイメージした生活設計ができていないケースがほとんどである。また、家族が全面的に日常生活を支えているため、家事などの生活経験がない場合が多く、生活スキルを磨くとともに、自分にどんな支援が必要なのかを考えていく必要がある。
- ・一人暮らし等将来の生活をイメージできるように一人暮らし体験を紹介しているが、利用までには至らないことが多いため、前向きにチャレンジしてもらえようような促しが必要である。
- ・すでに日中活動サービスを利用して生活が安定している方は多いが、家族の高齢化に伴い入所系事業所(短期入所利用も含む)の見学が増えているが、実際に利用できる場所は限られる。
- ・介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援に加えて家族への支援も求められている。また、親族がいても疎遠であるなどし、支援が見込めないケースが増えている。
- ・同居家族の主たる介護者である利用者もおられるため、介護の悩みについての相談も増えている。
- ・本人の成長や障がいの進行、家族の高齢化等により在宅での入浴困難の相談が増えているが、在宅での入浴環境が整っていないことも多くあり、生活介護以外での入浴機会の提供に課題がある。生活介護での入浴に関しても生駒市内には事業所が少なく高齢者施設が選択肢となる。市外では送迎してもらえない問題もあり、利用者の選択肢が少ない状況である。また、時間や回数等希望に合った入浴が難しい場合も多い。
- ・日中活動事業所の利用や就労をするにあたり、通所や通勤方法が問題になることがある。そのため、日中活動場所の選択肢が限られてしまったり、就労をあきらめてしまうケースもある。
- ・就労する能力はあるが、今の生活に満足していたり、新しい事へチャレンジするきっかけをつかめていないケースが増えている。
- ・介護保険利用者や障がい軽度の方でも家からの外出困難なケースが多く、地域サロンやいきいき100歳体操等介護予防事業や福祉センターの教室などへの参加を希望しても、その場所まで行く方法が無く、継続利用を断念するケースもあった。
- ・介護保を併用されている方に加え、介護保険への移行や生活保護支給により介護保険からの移行になるケースが多く、介護保険関係者との連絡調整が多い。最近では介護保険移行後も外出の支援(同行援護・移動支援)や就労支援を継続して利用するケースが増えている。
- ・ケアマネから「介護保険では対応できないため、障害者手帳を持っているので何か支援は受けられないのか。」という相談が増えている。特に外出(余暇支援や通院等)の相談が多く、障害特性により難しいのか、老化によるものなのかを総合的に判断する必要がある。
- ・生活保護受給者や浪費をしてしまう方が増え、金銭的な相談等、権利擁護支援センターやくらしと仕事センターとの連携が不可欠である。今年度は家計や権利擁護の件数の増加割合が大きい。
- ・退院後や生活が安定してからもリハビリの継続を希望される方が多いが、障害福祉サービスには自立訓練はあるが、期間が限られている上、事業所も遠いため利用することが難しい。また、介護保険のようにデイサービスでリハビリをメインにする施設はないため、リハビリの継続が難しい。最近では、訪問看護事業所による訪問リハビリを受けておられるケースが増えている。
- ・子育て中の利用者もおり、どうしても十分な子育てができない場合もあり、本人は気づいていないが、虐待(ネグレクト)につながりやすい。
- ・本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとしにくい傾向もある。また、今までご近所等インフォーマル支援を受けていた方でも福祉サービスを利用し始めるとインフォーマルな支援が減少する傾向がある。
- ・身体状況の変化に伴う、日常生活用具や住宅環境の整備についての相談が多い。
- ・生駒市内に放課後等デイサービスはたくさんできているが、事業所の構造上、車いすでは利用できない施設が多く通える場所に限りがある。ほとんどの人が市外の事業所を利用しているが、それも受け入れに限界がきている。
- ・行き場所や仲間ができると、不安に対する相談は減少することから、環境を整えることも重要である。

- ・「毎日お風呂に入りたい。」「寝る前にお風呂に入りたい。」「手作りの暖かいご飯を食べたい。」「今から外出したい。」「お金は食事を削ってでも趣味につき込む。」等本人が望む生活がある場合に、環境や支援の度合い等、どこで折り合いをつけるのか難しさがある。また、本人の行動が失敗するとわかっていることでも、支援者の思いを押し付けていないのかを考えながら話し合う必要がある。
- ・ヘルパー事業所の人手も不足しており、長時間利用するような支援は断られることが多い。また、在宅で24時間介護が必要なケースもあるが、夜間の介護は家族での支援となるため、家族の介護負担は大きくなっている。
- ・自殺行為により身体に障がいを負ったケースや精神疾患を重複しているケースが増えており、身体面よりも精神的なフォローが必要になる場合も多い。転落や電車と接触等のケースは原因を聞くのに時間がかかる場合もある。
- ・重複障がいの方が増えたことにより、警察や精神科病院など、今までかかわりの少なかった関係機関との連携を行うことが増え、他の生活支援センターへ相談するケースが増えている。
- ・障がいが多様化していることにより、本人に合う行き場が見つからないケースが増えている。特に精神障がいの方に特化した事業所では、車いすでは利用できない場所が多く、行き場所がない。
- ・相談員に依存しすぎるケースがある一方で、自分で情報収集しすぎることで、混乱してしまうケースもある。相談機関が複数関わる場合は、主となる相談員を決め、役割分担しておく必要がある。

## 5、あけびカフェについて

家族の高齢化により、親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージできず、現状の生活で満足し、新たな事へ踏み出せない現実がある。そのため、その人の持っている力を最大限発揮することで、色々な生活スタイルの選択ができることを情報提供し、互いの強みや弱みを知り、悩みを相談する中で、一人一人が将来の生活を想像できる場として第2金曜日を基本に月1回程度実施した。対象は自分の意見を何らかの方法で伝えられるあけびの生活介護利用者(当日利用でなくても可)。参加者が主体になれるよう、話し合いのテーマや司会等を担当してもらった。テーマは事前にお知らせしているため、内容により参加人数にばらつきがある。今後は対象者を広げていくことも検討する。

日時	内容	参加人数
4月12日(金) 13:30～15:30	今年度のあけびカフェでの具体的な取り組みや役割分担について	8名
5月10日(金) 13:30～15:30	自分を知ってもらおう！！ ～障害や病気について、頑張っていること、手伝ってほしいこと～	9名
6月14日(金) 13:30～15:30	好きな言葉、元気が出る言葉について ※途中、生駒市福祉センター主催の避難訓練に参加	9名
7月12日(金) 13:30～15:30	自分の価値について ～存在意義～	7名
8月23日(金) 13:30～15:30	恋愛について ～過去、今、未来～	7名
9月13日(金) 13:30～15:30	自分がかまっていること、みんなに紹介したいこと	8名
10月11日(金) 13:30～15:30	自分が将来的に生活したい場所、それを実現するために必要なこと	6名
11月15日(金) 13:30～15:30	一人暮らしをしたらどんな支援が必要なのか	6名
12月13日(金) 13:30～15:31	休日の過ごし方について	7名
1月10日(金) 13:30～15:30	『今年の抱負』を発表し、実践することを誓い合う	7名
2月14日(金) 13:15～15:15	身だしなみについて ～ファッション、髪型、清潔等のこだわりや実践している工夫、自慢～	8名
3月13日(金) 13:30～15:30	来年度の活動について、話し合いたい内容や皆でやってみたいことについて	5名

## 6、相談支援業務の課題について



### (1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・対象者の障がい種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
- ・相談員に依存しすぎないように、対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮できるような支援スキルが求められている。
- ・サービス等利用計画作成に伴う業務量の増加は見られるが、委託相談支援事業所として、基幹型相談支援、基本相談やサービスにつながらない継続支援ケース等の相談支援の質を落とさないように努めなければいけない。
- ・虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務体制の構築が必要である。
- ・家族の高齢化により、親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージ出来ていない場合が多い。また、実際に困りごとが起きておらず、他人事のように考えている現状があるため、将来設計を踏まえて、現在の生活等を考えてもらえる相談スキルが必要。

### (2) 社会資源の構築、開発、充実

- ・緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・車いす使用者でも入浴ができる場所や方法
- ・親亡き後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる通いやすい場所にある日中活動の場
- ・自宅まで送迎してもらえる日中活動場所の充実
- ・高次脳機能障がいの人にあつた日中活動の場
- ・精神障がいを重複している肢体不自由の人の就労や日中活動の場
- ・ひきこもりを防ぐことのできる聴覚障がい者の日中活動の場
- ・障がいの軽度の方が通うことができる就労や日中活動の場
- ・車いすの児童が利用できる放課後に過ごす場所や短期入所施設
- ・病院でのリハビリが終了した後の機能維持や向上のためのリハビリができる場や機会
- ・制度利用にそぐわない人の行き場所(サロン等)
- ・地域内で助け合える共生意識の啓発(災害に備えても必要)
- ・誰もが通いやすい地域のお店や病院

### (3) ネットワークの構築

障害福祉関係者  
介護保険関係者  
権利擁護関係者  
医療関係者  
教育関係者  
地域住民

更なる、相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。  
連携をスムーズに行えるツールが必要となっている。

### (4) 新型コロナウイルス感染予防

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践がもめられている中で、相談支援事業所としての対応の方法等、関係機関と連携しながら、利用者ができる限り不安なく生活や活動ができるような支援方法について考える必要がある。

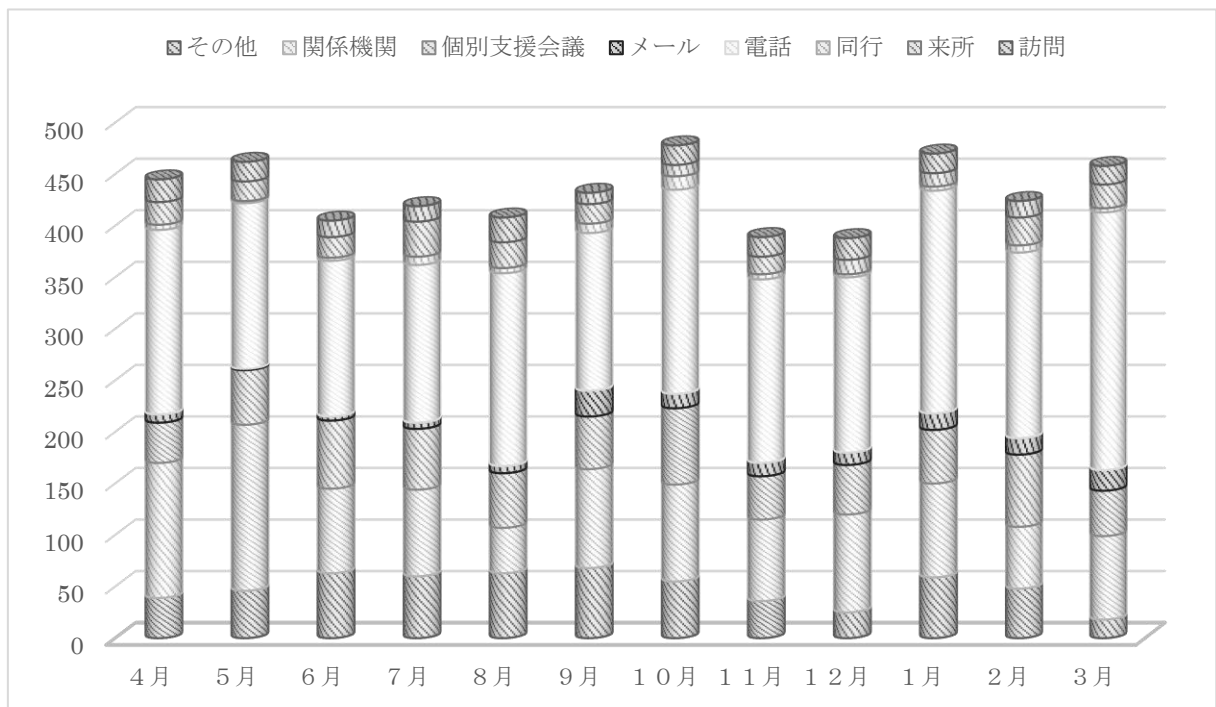
# 令和元年度生活支援センターかざぐるまの概況報告

## 1. 障害者相談支援事業の概要

### (1) 障害者相談支援事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	22	22	5	179	8	39	131	39	445
5月	19	19	2	161	1	53	161	46	462
6月	16	20	3	151	4	66	82	63	405
7月	15	34	8	153	6	59	84	60	419
8月	24	25	5	187	7	53	44	63	408
9月	11	19	9	153	25	51	96	68	432
10月	19	11	13	198	14	74	94	55	478
11月	19	17	5	178	13	42	79	36	389
12月	21	14	3	170	12	48	95	25	388
1月	19	13	4	216	16	52	91	59	470
2月	16	27	7	180	16	70	60	48	424
3月	18	23	4	250	20	44	81	18	458
合計	219	244	68	2176	142	651	1098	580	5178

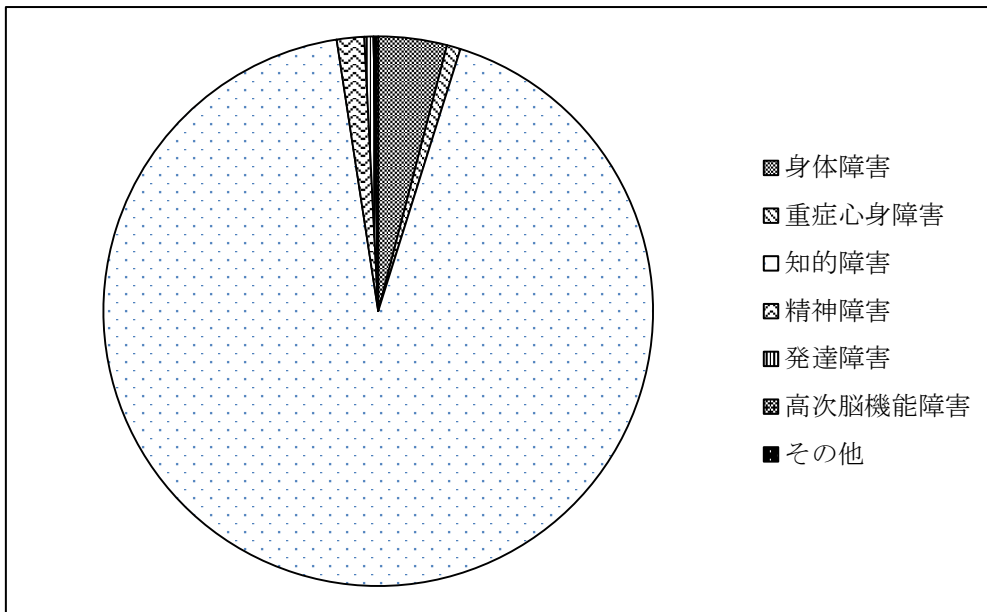
### (2) 障害者相談支援事業の件数の推移



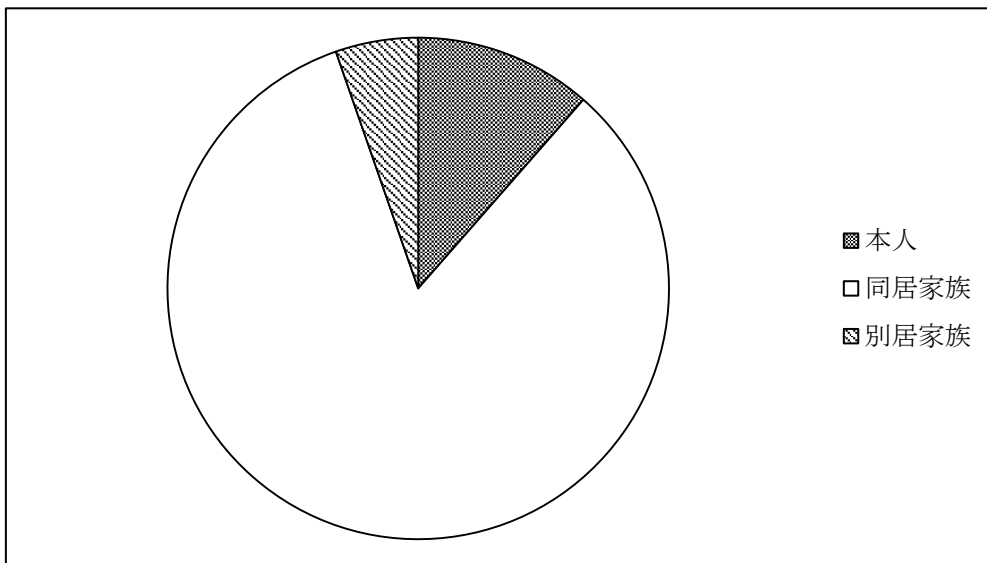
(3)障害者相談支援事業を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	301	13	3	281	4	0	0	0
障害児	71	2	0	64	2	2	0	1
計	372	15	3	345	6	2	0	1

(4)障がい種別の割合



(5)相談・連絡調整者の割合



## 2. 障害者相談支援事業の内容について

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数	2042	43	254	361	31	123
	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
件数	31	21	126	632	42	1472

### (1)福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ サービス等利用計画に関する相談、アセスメント調査
- ・ サービス等利用計画のサービス担当者調整会議の実施
- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・ 障害福祉サービス利用に関する聞き取り
- ・ 障害支援区分認定に関する申請援助、調査
- ・ 障害福祉サービスの内容に関すること
- ・ 障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・ 市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス等利用援助事業の申請援助
- ・ 利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・ 介護保険への移行に関すること
- ・ 医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・ 障がい者手帳に関すること
- ・ 日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
- ・ 事業所利用に向けた見学同行
- ・ 事業所退所に関する相談・調整援助
- ・ 児童の長期休暇中の支援に関すること
- ・ 福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・ サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・ 訪問看護、訪問リハビリの利用に関すること
- ・ 新型コロナウイルスによる休校に伴う放課後等デイサービスの支給量に関すること

など

(2)障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
- ・本人の障害特性の理解の促進
- ・本人の障害特性の分析、評価に関すること
- ・本人自身の障害受容に関すること

など

(3)健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
- ・本人・家族の健康状態の変化についての相談
- ・病状について医師との連携、連絡、調整
- ・医療機関への同行支援
- ・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・健康維持に関する相談

など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
- ・本人の行方不明について
- ・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問
- ・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談
- ・触法行為への対応相談
- ・社会的不適応行為に対する対応相談
- ・ひこもり、不登校、社会参加の難しいケースの相談

など

(5)保育・教育に関する支援

- ・学校の通学に関する相談
- ・養護学校の進路に関する相談
- ・高校進学に関する相談
- ・本人の状況確認のための養護学校訪問

など

(6)家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
- ・交際相手とのトラブルに関する相談

- ・ 家族と本人との関係性についての相談
- ・ 家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・ 家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整
- ・ 家族・兄弟支援の介入についての相談
- ・ 対人関係の構築に関する相談
- ・ 地域住民との関係構築に関する相談
- ・ SNS の利用に関するトラブルについての相談

など

#### (7)家計・経済に関する支援

- ・ 障害基礎年金に関する相談、申請同行
- ・ 医療費の助成制度に関すること
- ・ 生駒市生き生きクーポン券に関すること
- ・ 国民健康保険に関すること
- ・ 特別障害者手当に関すること
- ・ 特別児童扶養手当に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況

など

#### (8)生活技術に関する支援

- ・ 育児に関すること
- ・ 引っ越しに関すること
- ・ 一人暮らしの生活に関する相談
- ・ 生活状況の確認のための定期訪問

など

#### (9)就労に関する支援

- ・ 就職活動に関すること
- ・ 高校卒業後の就職先に関すること
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・ 仕事に関する相談、連絡、調整
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・ 就労の継続に関する相談

など

(10)社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラムに関すること
- ・インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見制度の情報提供
- ・地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・虐待の疑いに関する相談
- ・本人の相続権に関すること
- ・債務整理に関する専門職との相談、調整

など

(12)その他

- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整
- ・サービス調整会議における日程調整
- ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行

など

### 3. 障害者相談支援事業の傾向について

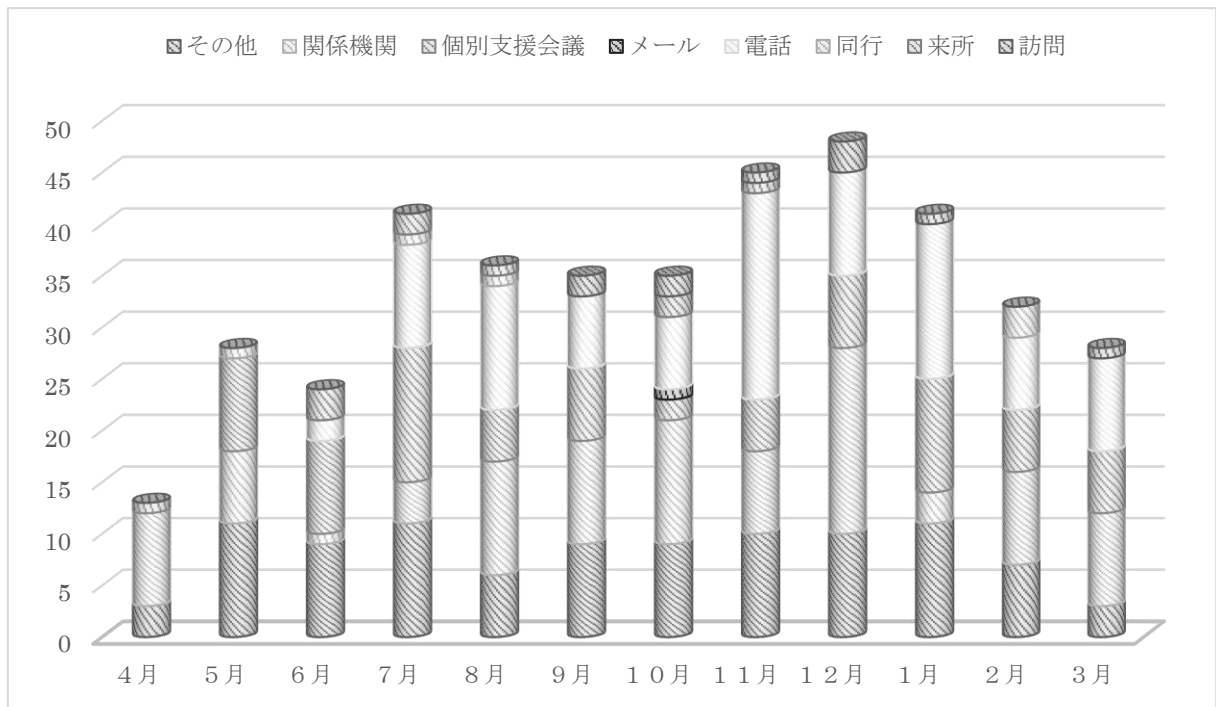
- ・平成31年度相談対象者は372名となり平成30年度から44名の相談者が増加。学齢期の児童では、高校進学のと時期に相談支援事業所を移管したり、中学生で初めて福祉サービスの利用を検討する相談、成人では、転入による新規相談、家族の高齢化により将来の不安に関する相談等、相談対象者は増加している。
- ・昨年度同様、従来関わってきたケースでも家族状況の変化等による動きが多く、特に家族の病気に伴う支援や家族の死去に伴う今後の生活支援等への緊急調整等も起きている。高齢に伴う主介護者の介護力の低下が見受けられることもあり、主介護者に変化が起こることによって、本人の情緒に対する影響や、生活支援の調整、整備等が課題として挙がっている。また、健康面、体調面の変化は家族だけでなく、本人自身にも起こってきており、身体機能の低下や内部疾患、難病発症と医療面で継続的な処置や支援、生活環境を見直すことが必要になるケースも増えている。
- ・軽度の知的障がいや発達障がい者の中には、自身や家族が障がいがあることへの抵抗感、否定感を感じていることもあり、障がい受容に対する支援などに関わることも増えている。

#### 4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

##### (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	1	9	3	13
5月	0	0	1	0	0	9	7	11	28
6月	0	3	0	2	0	9	1	9	24
7月	0	2	1	10	0	13	4	11	41
8月	0	1	1	12	0	5	11	6	36
9月	2	0	0	7	0	7	10	9	35
10月	2	2	0	7	1	2	12	9	35
11月	1	1	0	20	0	5	8	10	45
12月	3	0	0	10	0	7	18	10	48
1月	1	0	0	15	0	11	3	11	41
2月	0	0	3	7	0	6	9	7	32
3月	1	0	0	9	0	6	9	3	28
合計	10	9	6	99	1	81	101	99	406

##### (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数の推移





## 5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席
件数	84	11	33	46
	指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	拠点一人暮らし体験の調整	その他
件数	76	70	5	81

### (1) 自立支援協議会

- ・ 障がい者地域自立支援協議会担当者会
- ・ 障がい者地域自立支援協議会暮らし部会
- ・ 障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会
- ・ 障がい者地域自立支援協議会こども支援部会

### (2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 市内指定特定相談支援事業所事務連絡会

### (3) 研修企画等

- ・ 令和元年度生駒市障がい者自立支援協議会担当者会・権利擁護部会研修会「対人援助について考える」の企画、実施

#### ・ 研修会等の参加状況

- ・ 6月6日 障害支援区分認定研修
- ・ 7月9日 発達障害者支援市町村担当者職員研修会
- ・ 8月22日、23日、9月5日、6日、26日 相談支援従事者養成研修
- ・ 9月3日 令和元年度権利擁護センター実務者連絡会
- ・ 10月15日、16日 令和元年度相談支援・就業支援セミナー
- ・ 12月22日 令和元年度生駒市障がい者自立支援協議会担当者会・権利擁護部会研修会「対人援助について考える」

※その他、各関係機関の会議やケース会議、勉強会に随時参加している。

- ・ 「かんたん・おいしい・夕食作り」の企画、実施

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時00分まで

たけまるホール調理室で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを実施した。

日時	夕食作りメニュー	参加者
4月27日	えびと新たまねぎのかき揚げ、アスパラの天ぷら、豆腐そぼろあんかけ、きゅうりとわかめの三杯酢和え、あずき牛乳寒天	8名
5月25日	肉野菜炒め、サバ水煮缶の炊き込みごはん、あつあげと新じゃがのお味噌汁、ゴロゴロオレンジパウンドケーキ	8名
6月22日	夏野菜のハヤシライス、ゴーヤとツナのマカロニサラダ、すぐできるピクルス、とろりんヨーグルトプリン	8名
7月27日	あっさりカツ丼、焼きナスのお味噌汁、オクラと長芋の柚子こしょう和え、プチチョコクロワッサン風	9名
8月24日	麻婆豆腐、ニラともやしのかきたま中華スープ、えび春雨サラダ、キウイ大福	9名
10月26日	タラのトマトソース、きのこウインナーのスープ、ブロッコリーとゆで卵のペンネサラダ、スイートポテトタルト	9名
11月16日	鮭のしょうがあんかけ、えのきとうすあげの赤だし、こんにゃくと干しいたけの白和え、柿ようかん	6名
12月21日	クリスピーチキン、にんじんライス、ブロッコリーとかぼちやの豆乳スープ、コロコロサラダ、ヨーグルトポムポム	8名
1月25日	筑前煮、たらこあんかけ温奴、えのきと菊菜のポン酢和え、鬼まんじゅう	7名
2月29日	新型コロナウイルス対策のため中止	
3月28日	新型コロナウイルス対策のため中止	

延べ人数 72人

#### ・サロン活動の実施

18歳以上の知的障害者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っており、参加者が思い思いに過ごすことができるくつろげる環境を提供するとともに、当事者活動や仲間づくり、情報交換の拠点のひとつとして活動を実施した。

3月からは、新型コロナウイルス対策のため、サロン活動を中止する。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	28人	36人	32人	47人	51人	56人	44人	28人	17人	35人	48人	18人

延べ参加人数 440人

- ・生活支援センターかざぐるま主催企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、当事者同士が横のつながりを作っていくことを目的にバーベキュー大会や新年スポーツ大会を実施した。

日時	交流プログラム	参加人数
5月12日(日)	バーベキュー大会 (山麓公園)	18人
1月19日(日)	新年スポーツ大会 (滝寺 S.C.)	16人

延べ参加人数 34人

- ・じょぶコンの企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、就労している方たちが仕事の悩みを当事者間で話し合ったり、いろんな仕事があるということの情報交換を行うことを目的に開催した。

日時	内容	参加人数
9月7日(土)	ご飯作りと交流会 (たけまるホール調理室)	10人

延べ参加人数 10人

#### (4)会議等出席

- ・処遇困難ケースの関係機関調整会議への出席
- ・利用者ケース会議でのスーパーバイズとして出席

#### (5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・サービス等利用計画に関する相談、助言等
- ・サービス担当者調整会議の進行相談、助言等
- ・障害福祉サービス事業所に関する情報提供、相談、助言等
- ・市内転入、市外転出に伴う相談、助言等
- ・介護保険への移行に関する相談、助言等
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関する相談、助言等
- ・障がい者手帳に関する相談、助言等
- ・事業所退所に関する相談、助言等

#### (6)関係機関との連携

- ・地域包括支援センター連絡会議
- ・サポートセンターゆうからの新規相談等
- ・高等技術専門校卒業生の家庭環境も含めた就労相談
- ・地域の事業所の説明会への参加

(7)拠点一人暮らし体験の調整

- ・一人暮らし体験事業の紹介、説明
- ・地域生活支援拠点職員への情報提供
- ・一人暮らし体験実施後の振り返り

(8)その他

- ・地域の事業所からの報告等
- ・虐待行為に関する状況確認、報告等
- ・サロン、料理教室等への参加

\*定期的な会議の参加状況の一覧

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	5月28日、7月23日、9月24日、11月26日、1月28日、3月24日
市内指定特定相談支援事業所事務連絡会	市内の計画相談事業所が集い、新規相談員のための勉強会や計画相談業務に関する情報共有、ケースに関する検討を重ね、市内の計画相談の質の向上に努める。	7月23日、9月24日、11月26日
障がい者地域自立支援協議会くらし部会	行政・生駒市内相談支援事業所・生活に関わる関係機関から各担当者が集まり、暮らしに関する課題解決に向けた協議、活動を行う。一般就労、就労移行、就労継続支援を利用する利用者に対して地域生活に関するアンケート調査を行う。	4月22日、5月27日、6月24日、7月29日、8月26日、9月30日、10月28日、12月23日、1月20日、2月17日、3月30日
障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい者の権利・啓発に向け、あいさポーター研修、協議、活動を行う。	5月9日、6月27日、8月22日、10月24日、12月26日

障がい者地域自立支援協議会こども支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい児のたけまるノートの啓発、放課後等デイサービス連絡会の実施などの活動を行う。	5月16日、7月18日、9月19日、11月28日、1月16日、2月20日
----------------------	--	--------------------------------------

## 6. 基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

- 平成31年度より基幹相談支援強化等委託業務を受託する。これまで相談支援業務として行っていた業務の内、自立支援協議会に関する事、研修等企画に関する事、指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等に関する事、困難ケースの支援に関する事などを基幹相談支援強化等委託業務として行った。
- 自立支援協議会においては、個別支援会議で挙げられた地域の現状や課題に対する情報交換や情報共有を図り、各関係機関と共にその解決に向けて協議や実践等を行っていく必要があり、日頃から個別支援会議を積極的に開催し、各関係機関とのネットワーク構築や地域の状況把握を行ってきた。また、地域包括支援センターとの連絡会議を行い、各支援センターの業務内容について説明を行い、今後の情報共有や連携の構築を図るために継続して連絡会議を開催していくこととなった。サポートセンターゆうとも連絡会議を行い、要保護児童対策協議会のケースの方の連携の流れや個人情報取扱いについて確認を行った。
- 困難ケースでは、児童養護施設に入所する児童の卒業後の進路と生活環境について、圏域マネージャーと共に会議に参加したケース、利用者本人は支援を拒否しているが、家族も精神疾患を抱えながら、生活に不安を抱えているケースなど、家庭環境や障がいの重複など多重化する問題を抱えた困難ケースにも対応してきた。こうしたケースはすぐに福祉サービスに繋がるとは限らないため、長期的に関わりながら関係性を築いていく中で、多様な機関が連携して関わっていくことが求められている。
- 知的障がいのある方だけでなく、同居世帯に精神疾患、知的障がい、発達障がいなど、複合課題を抱える世帯の相談も増加しており、精神障がいの相談支援機関、保健所、発達障害者支援センター、介護保険関係の機関、精神科医療、教育関係機関、児童福祉関係機関（サポートセンターゆう、子ども家庭相談所）等との関わりが多くなっている。
- 軽度知的障がい者、発達障がい者の対人関係、地域でのトラブルといった問題やひきこもり、不登校といった課題は近年特に増加傾向にあり、社会生活への参加や糸口を引き出す支援への対応も求められている。不登校児においては、学校での失敗体験、劣等感、自己否定感などを強く感じており、本人が自信を取り戻していくような居場所、人との繋がり、本人に合わせた学習環境やプログラムなどの必要と感じている。

また、そうした対人関係を避け、ゲームやアニメ、インターネットの世界に自己肯定感を見出しているケースもあり、依存状態となって外部との繋がりを失ったり、課金等から金銭問題に発展する事も出てきている。

- ・通学途上での同性、異性に対する触法行為や、事件に巻き込まれる事案も発生しており、警察、司法との連携、調整により行為に対する認知面での支援や今後の社会復帰などについても検討を行っている。

## 7. 相談支援事業の課題について

- ・障害者相談事業の実人数が平成 31 年度で 372 名となり、前年度から 44 件増加した。家族、主介護者の病気、死去といった家庭環境での大きな変化に伴う相談や警察や司法関係と連携して動く必要がある社会生活上でのトラブルを抱えたケース、学齢期での不登校や学校でのトラブルから福祉と繋がるケースなど相談内容は多岐に渡っている。また、虐待相談についても家庭環境の弱さや経済的な問題、家族関係の複雑さなど難しい課題を抱えた相談も増えている。事業所内での虐待の疑いなどの情報も入ることがあり、行政とも連携して事実関係の積み上げを行った。
- ・計画相談においては、報酬体系の変更により、モニタリング頻度や加算算定等より細やかな支援が求められている。利用者の実態に応じて相談支援の提供を行っていくためにも円滑な支援の提供方法を検証したり、支援が行き届くような相談体制を構築していく必要がある。
- ・家庭内の世帯員にも精神障がい、発達障がい等を抱えるケースが増加していることから、それぞれの世帯員に必要な支援が行き届くよう関係機関の連携強化を図る必要がある。また、そうしたケースでは、養育能力の弱さからくるネグレクトを中心とした虐待や生活背景によって誤った学習や体験を積み重ねた上での迷惑行為、触法行為なども起こっている。本人の生育環境を整理する上での生活支援資源の必要性和家庭環境の改善など各支援機関を通じて整えていく必要性が感じられる。
- ・軽度知的障がい、発達障がい、精神疾患の重複といったケースの相談では、対人関係のつまづき、異性関係のトラブル、金銭問題等多岐に渡って社会生活の中で適応できず、2次障害に繋がっている。こうした方々が自分らしく過ごせる環境設定や安心して相談することができる機関との繋がりを強化していく必要がある。
- ・就労においては、働く機会が増えている中で福祉的就労を選択する方や一般就労に取り組んでいく方と様々な形態の働き方に従事するようになっている。ただし、離職の課題は継続しており、本人の心身状況の変化だけでなく、会社の運営上の問題から雇用を継続することができないということも起きている。
- ・家族、本人の高齢化は深刻さを増してきており、実際に主介護者の病気が発覚したり、亡くなるといったことが起こっている。こうしたことから、将来の生活の方向性、緊急時の生活の場の確保、親亡き後の本人の生活の確保などの相談は継続して増えている。

る。しかし、本人の生活を確保していけるような居住に伴う社会資源は不足しており、奈良県内でもグループホームや入所施設の空きが殆どない状況が続いている。地域生活支援拠点等事業とも連携しながら多様な暮らし方を作る動きを図ってきており、今後の親亡き後も見据えた暮らしの在り方を見直していかなければならない。

- 令和元年度の虐待相談に伴う検討会議は2件あり、その他そうした疑いに関する動きを図ってきたケースもある。行動障害のある方への家族支援の難しさや重度障害者の支援の難しさから身体拘束を招くなど、難しい課題を抱えている。本人への不利益な状況を防ぎ、必要なタイミングでの早期介入と継続しない対策を専門機関も交えて整えて行く必要がある。

# 令和元年度 生活支援センターコスモールいこまの概況報告

## 1. 障害者相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領を参考)

### ・障害者相談支援業務の件数

支援方法	延数
来所面談	511
電 話	3978
訪 問	595
同 行	66
文 書	71
個別支援会議	242
その他	0
合計	5463

### ・疾病別 (実数合計 363)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	延数
精神病圏の疾病	3777
アルコール依存症	17
薬物依存症	6
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	254
その他精神疾患	894
その他	73
不明	442

### <用語解説>

- ※1 精神病圏—統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分（感情）障害、等
- ※2 老人性精神疾患—認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患—18歳未満の思春期の精神保健福祉（発達障害含む）に関すること  
学校生活、家庭での問題行動（不登校、乱暴、性等）
- ※4 心の健康—神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること
- ※5 その他精神疾患—てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、



・年齢別（実数合計 363 ）※新規も含む

年齢	延数
～18	25
19～39	1716
40～64	3288
65～	222
年齢不詳	212

・新規紹介経路（新規実数合計 118 ）

機関	実数
保健所	0
市町村	44
医療機関	12
その他	62

・相談内容（延べ件数合計 5463 件）

内容	延数
適正医療支援（病気や障害の理解等）	316
生活支援（人間関係、経済、生活技術等）	1298
施設利用支援（福祉サービスの利用等）	1787
環境調整	1987
その他支援	75

## 2. 障害者相談支援業務の内容について

### (1) ①福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者総合支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
- ・ 障害者総合支援法の利用者負担額の試算に関する事
- ・ 障害支援区分認定調査及びサービス利用計画作成
- ・ 障害支援区分認定、障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害福祉サービスの内容に関する事
- ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
- ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
- ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
- ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
- ・ 介護保険の申請援助
- ・ 介護保険サービスの内容や移行に関する事

など

②各種社会保障制度等【(1) 以外】の利用援助

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所や振込口座変更手続きに関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続（印鑑証明、戸籍謄本、住民票など）の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の申請援助
- ・ 国民健康保険税、高額療養費に関する情報提供及び手続援助
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ いきいきクーポンの申請や利用方法に関する事
- ・ ヘルプカードの情報提供・配布

など

(2) 障害や症状に関する支援

- ・ 体調悪化時の医療受診の相談
- ・ 医療機関とのケースの報告、連絡、相談
- ・ 医療機関の情報提供

など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 医療機関の情報提供
- ・ カウンセリング機関の紹介

など

(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事
- ・ 日常生活での全般的な不安の相談

など

(5) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族や友人など人間関係に関する事

(6) 家計・経済に関する支援

- ・ 日常生活自立援助事業の情報提供、申請援助
- ・ 暮らしとしごとの情報提供
- ・ 1か月のお金の使い方についての事

など

(7) 生活技術に関する支援

- ・ 社会資源（インフォーマル資源も含む）活用における援助

- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス（薬の受けとりや家事代行等）に関する事
- ・ まごころ収集に関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事

など

(8) 就労に関する支援

- ・ 就職活動についての相談
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告

など

(9) 社会参加・余暇に関する支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 障害者向けの研修会、当事者会などの情報提供
- ・ ボランティアビューローの情報提供

など

(10) その他相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ 当事者会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供
- ・ 成年後見人制度の情報提供
- ・ 苦情申し立ての援助
- ・ 法律無料相談の情報提供

など

3. 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数と業務内容について

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業件数（件数合計：143件）

内容	件数
地域自立支援協議会	63
指定特定相談支援事業所連絡会	9
研修等企画	3
会議等出席	2
指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	5
関係機関との連携	61
その他	0

(1) 地域自立支援協議会

- ・ 生駒市障がい者地域自立支援協議会  
権利擁護部会 2 ヶ月に 1 回  
くらし部会 1 ヶ月に 1 回

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 担当者会・・・2 ヶ月に 1 回

(3) 研修会等企画

- ・ 研修の企画会議に参加
- ・ あいサポート研修を企画、参加
- ・ こども支援部会主催の不登校児への支援研修に参加

(4) 会議など出席

- ・ 地域包括支援センターとの連携会議

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 計画相談支援事業所へ書き方などについての助言
- ・ 訪問看護の利用についての助言

など

(6) 関係機関との連携

- ・ 成年後見人へケースの報告、連絡、調整
- ・ 権利擁護支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
- ・ こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 子どもサポートセンターゆうへのケース報告、連絡、調整
- ・ 社会保険事務所への連絡、調整、同行
- ・ くらしとしごと支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
- ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整
- ・ 法人内の会議へ参加、情報交換、課題について協議
- ・ 高齢化問題についての話し合い、今後についての検討

など

## 4. その他の活動について

### (1) 計画相談支援

令和元年度は 212 名の方の計画相談支援に携わった。計画作成 174 件、モニタリング 306 件であった。新規の利用者は 38 名あった。

計画相談支援を依頼される利用者には、ただサービス利用計画を作成するだけでなく、市町村や関係機関と連携しながら丁寧に相談に応じた。また、利用者の状況にあわせてケア会議を実施し、利用者の希望、事業所の支援の方向性を合わせて計画の作成を行った。

### (2) 障害支援区分認定調査 (68 件実施)

新規で調査を行う際は、初対面で生活歴や生活のしづらさを聞き取るため、安心して答えてもらえるよう質問を工夫しながら調査をした。また、利用者の現状が区分に反映されるよう、丁寧に調査票作成を行った。

## 5. 相談支援業務の現状と課題について

計画相談支援の依頼は年々増加傾向にあり、業務繁忙な状況が続いている中、利用者の思いに寄り添う支援を常に意識しながら行った。

また、令和元年度は地域移行のことを念頭に置き、医療機関との連携強化に取り組んだ。退院後に障害福祉サービスの利用を考えている方のケア会議に参加したり、医療機関の相談員から退院後の相談機関として紹介されたり、暮らしやすい地域づくりの一端にと、社会福祉法人萌の生駒エリア事業所と協力して「にぎわいフェスタ」と題して啓発や交流のためのイベントを引き続き実施した。

障害福祉サービス事業所との連携強化も継続した。各事業所で困ったことがあれば早急に対応し、必要時にはコンサルテーションも行い、利用者からも各事業所からも安心してもらえる体制づくりを心がけながら実践した。

また、利用者やその家族の高齢化に伴い、介護負担の増大や貧困問題、虐待問題も起こり、その都度関係機関と連携した。障害福祉サービスから介護保険への移行に際しては、スムーズにサービス移行できるよう、支援の継続、終結を含めてケアマネージャーと連携し、検討した。

家族支援については、令和元年 12 月に生駒市の委託事業として地域活動支援センターの主催で家族教室が行われたため、実施にあたり家族へのチラシ配布に協力し、講師の一人としてコスモールいこまの機関機能の説明を行った。また、家族のみの定期面談、訪問を行ったり、他の相談機関や家族会の情報提供を行った。

令和 2 年度は、引き続き地域移行に取り組むとともに、関係機関との連携を深め、早期介入が必要な場合の役割分担や、地域課題を共有し、協働する仕組みづくりを行う。また、相談員それぞれがアセスメント能力を高め、福祉サービスを利用する、しないに関わらず、どのような生活を送っていききたいか、そのためにどんな道りがあるのか、フォーマル、インフォーマルの社会資源情報を提供しつつ、利用者とともに考える。

## 6. 精神障害者の支援における特性

○利用者との話し合いを中心に支援の方向性を決めて行う。(認知が正しく行われないこともあるため、話し合いには細心の注意をはらう必要がある)

○どんな風に生きていきたいか、希望を聞かれたことも、話したことも考えたこともない利用者がいる。話しやすい関係や環境をつくり、ゆっくり希望を聞くところから始めていかねば

ならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)

- 「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。何度も電話相談に応じるような、細かな、小さな継続的な支えを事業所に依頼している。
- 利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障がいも固定していないため、その時々を能力を細かくアセスメントする必要がある。昨日できたことが今日できなかったり、昨日できなかったことが今日できることもある。同じ「できないこと」でもできない理由が時期によって異なることもある。
- 問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向き合う気持ちがなく、課題の共有が行えず、解決法を見出すこともできない)
- 支援者に依存しすぎることのないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、不安も大きいため、手続きひとつにしても、窓口を案内するだけではなく、細かい情報提供が安心につながる(どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど)。制度に変化が多く、相談員が詳しく把握しておくのが困難になってきているため、窓口へ同行することが増えている。
- 発達障がい者の就労相談が増加している。サービス利用希望者も多い。理解に時間がかかる、言葉へのこだわりがある等、個別性が高いため、特性を理解し、適切に対応できるよう、研鑽と専門機関との連携が欠かせない。
- 体調が安定せず、福祉サービスの導入が難しい場合がある(予定の時間に活動できないなど)医療機関と連携し、体調を整えるところから始める必要がある(月に1~2回、予定の時間に活動できる程度の回復をめざす)。
- 精神疾患を抱えながら地域生活を送っている精神障がい者の特性上、体調悪化に備えて医療機関との綿密な連携が欠かせない。
- どの職員でも対応できるよう、事業所内での詳細な情報共有(今どんな支援をしているか、今日はどんな支援をするか、電話や来所時にはどのように対応するか)が必要。

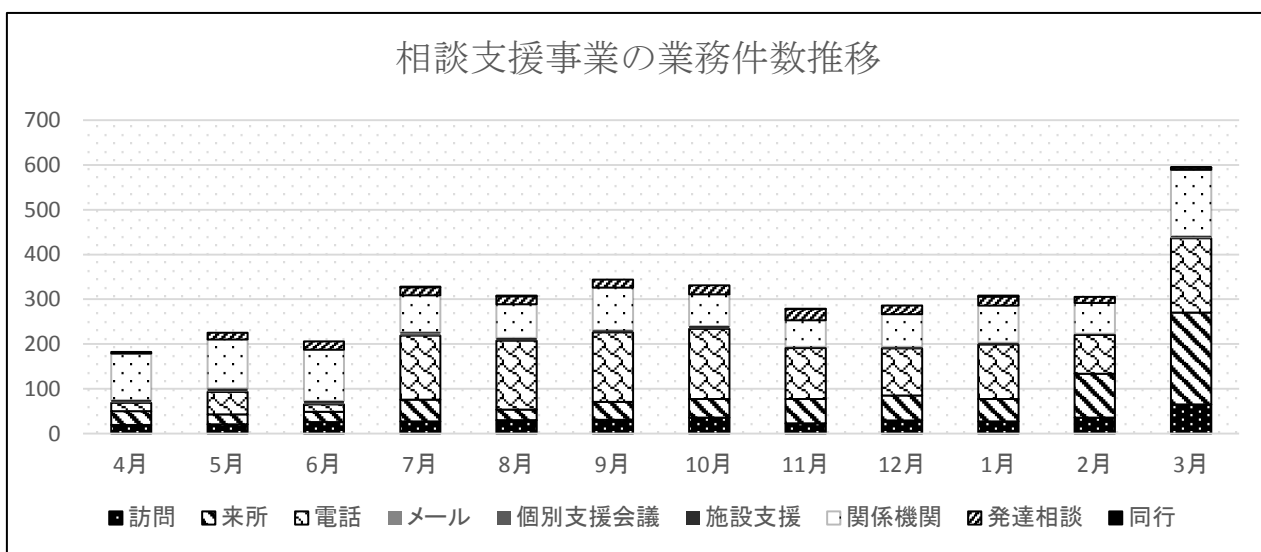
# 令和元年度 生活支援センターあすなろの概況報告 (H31.4～R2.3)

## 1. 相談支援業務の概況

### (1) 相談支援事業 相談件数

	訪問	来所	電話	メール	個別支援会議	施設支援	関係機関	発達相談	同行	月合計
4月	19	31	19	0	2	4	104	3	0	182
5月	21	22	50	0	2	6	109	15	0	225
6月	26	23	16	0	3	5	114	19	0	206
7月	27	49	143	0	5	3	82	18	1	328
8月	30	24	153	0	1	6	75	18	1	308
9月	31	40	155	0	0	5	95	18	0	344
10月	36	41	157	0	1	5	71	20	0	331
11月	23	54	114	0	1	2	59	25	1	279
12月	29	56	105	0	2	2	73	19	0	286
1月	27	50	122	0	0	4	83	20	2	308
2月	36	98	86	1	0	2	69	13	0	305
3月	65	205	166	3	0	2	148	5	1	595
計	370	693	1286	4	17	46	1082	193	6	3697

※計画相談は年間1275件

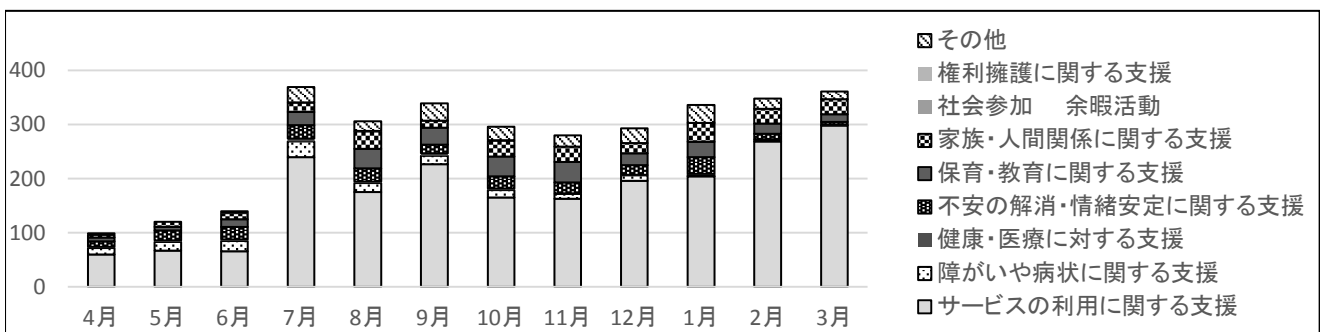


① 相談支援を利用している子どもの人数

身体障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	高次機能障害	その他未診断	合計
17	8	70	189	1	166	451

(2) 障害者相談支援業務の内容件数

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状に関する支援	健康・医療に対する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	社会参加余暇活動	権利擁護に関する支援	その他	計
4月	60	12	2	10	7	5	1	1	1	99
5月	67	16	3	18	7	9	0	0	0	120
6月	66	19	3	23	14	11	2	0	2	140
7月	240	29	5	25	24	17	1	0	28	369
8月	175	17	3	24	36	32	1	0	18	306
9月	227	15	5	16	31	13	0	0	32	339
10月	165	14	3	22	37	29	0	1	25	296
11月	163	9	1	20	38	28	0	0	21	280
12月	196	10	1	18	22	19	0	0	27	293
1月	204	3	2	31	28	35	0	0	33	336
2月	269	3	1	10	19	27	0	0	19	348
3月	298	1	1	5	14	28	0	0	14	361
計	2130	148	30	222	277	253	5	2	220	3287



① 通所および福祉サービスの利用に関する支援

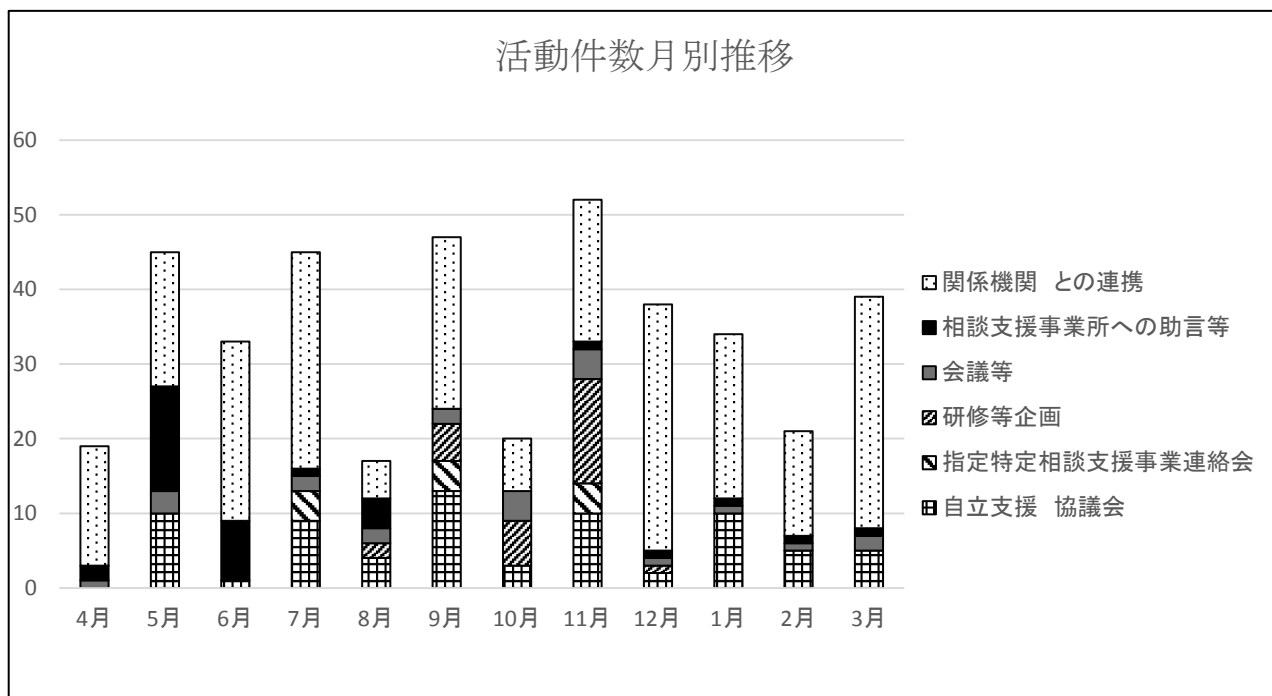
- 児童発達支援・放課後デイサービスの利用・内容に関する相談
- 障害福祉サービス利用や内容に関する相談
- 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
- 児童支援利用計画に関する相談、アセスメントの実施
- 通所・障害福祉サービスの代行申請



- サービスの支給量変更に関する調整、代行申請
  - 通所・障害福祉サービス受給者証に関すること
  - 市内転入、転出に伴う情報提供
  - 障害者手帳に関すること
  - 特別児童扶養手当に関すること
  - 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
  - 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
  - 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
  - サービス調整会議の実施 など
- ② 障害や病状の理解に関する支援
- 本人の病状や障害に関する相談
  - 本人の障害特性の理解の促進
  - 発達検査、発達相談の実施 など
- ③ 健康・医療に関する支援
- 本人の状態や保護者のニーズに合った医療機関の紹介、連絡調整
  - 訪問看護や訪問リハビリの紹介、連絡調整の実施
- ④ 不安の解消・情緒安定に関する支援
- 本人のパニック、他傷等に関する相談
  - 保護者の子育てに関する相談
  - サービス提供事業所への苦情やトラブルに関する相談 など
- ⑤ 保育・教育に関する支援
- 就園、小・中学校・高校への進学相談と情報提供
  - 幼稚園・保育園・小学校・学童保育での対応等についての相談
  - 不登校の相談
  - 学習についての相談
  - 施設支援の実施 など
- ⑥ 家族関係・人間関係に関する支援
- 学校等での、いじめやからかい、トラブルに関する相談
  - 保護者からの虐待などに関する相談
  - ペアレントトレーニングの実施  
(どならない子育て練習法(あすなろの通園する年中保護者へのミニ講座)・トリプルPステップングストーンズ)
  - 家族状況の環境の変化に関する相談 など
- ⑦ 社会参加・余暇活動に関する支援
- 習い事(運動クラブ・スイミング・ダンス教室・塾など)のインフォーマルな資源の紹介 など
- ⑧ 権利擁護に関する支援
- 虐待の疑いに関する相談

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 業務件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業連絡会	研修等企画	会議等	相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	月合計
4月	0	0	0	1	2	16	19
5月	10	0	0	3	14	18	45
6月	1	0	0	0	8	24	33
7月	9	4	0	2	1	29	45
8月	4	0	2	2	4	5	17
9月	13	4	5	2	0	23	47
10月	3	0	6	4	0	7	20
11月	10	4	14	4	1	19	52
12月	2	0	1	1	1	33	38
1月	10	0	0	1	1	22	34
2月	5	0	0	1	1	14	21
3月	5	0	0	2	1	31	39
計	72	12	28	23	34	241	410



① 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	頻度
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 担当者会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応の在り方に関する協議、調整、地域ネットワークの構築に向けた協議、企画、情報交換を行う。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 こども支援部会	行政、教育機関、市内の相談支援事業所、通所施設などが集まり、教育と福祉の連携をテーマにたけまるノートの啓発、不登校児と家族への支援について知識を深める。その他、市内の放課後デイとの交流会を実施。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 権利擁護部会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、障害児・者理解の為にあいサポーターの育成や出前講座や選挙の投票が円滑に出来るよう模擬選挙に向けての準備を行う。また、各事業所に向けて対人援助の研修を開催。	2か月に1回
生駒市要保護児童対策地域 協議会実務者会議	行政、教育、福祉等の機関で構成され、毎月の新規ケースと要保護家庭の振り返りを行う。	1か月に1回
健康課母子連絡会	健康課保健師、発達相談員と当センター相談員、発達相談員にて情報交換を行う。	年3回
ことばの教室連絡会	ことばの教室教諭と健康課、こども支援センターあすなる職員、発達相談員で情報交換を行う。	年3回

○ その他、生駒市障害支援区分認定審査会、生駒市就学指導委員会にも参加

② 研修会等への参加状況

- トリプルP研究会
- あいサポーターメッセンジャー養成講座
- 障害者相談支援事業全国連絡協議会研修
- 奈良県相談支援初任者研修
- ファミリーサポート スキルアップ研修 講師派遣
- 自立支援協議会 対人援助研修
- 施設内にてこどもの発達についての勉強会

③ その他の活動

○ 施設支援

幼稚園や保育園、小学校、学童保育所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言や指導を行っています。療育の必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応し支援します。定期的実施することで各機関と緊密な連携や支援を行うことに繋がっています。

○ さくらんぼひろば

在宅での医療ケアの必要があり療育に通所出来ない幼児、ご家族を対象とした教室を5月、10月の2回計画していましたが、今年度は対象のお子さんがいても参加までにはまだつながらなかったため、実施することはできませんでした。  
訪問型の児童発達支援事業が、奈良市と大和郡山市にでき利用に繋がっていく傾向にあるため、ニーズとしては低くなっています。今年度で一旦終了の予定です。

- トリプルPステップングストーンズ  
障がい児のためのペアレンティング講座です。8組の母親の参加があり6回のセッションと3回の電話セッションを行いました。今年度より、当センターでの開催をしました。子育ての悩みを共有しながら、前向き子育てのスキルを学んでいただきました。
- ひまわり教室・なかよし教室  
健康課が実施する母子フォロー教室(ひまわり教室・なかよし教室)に相談員が参加しています。療育につなげていく場面で顔見知りの職員がいることは、保護者に安心を与え、療育へのハードルも低くなると共に、健康課との連携もより良いものになっています。
- 発達相談  
発達相談員による発達相談を随時行っています。新版K式発達検査を使用し、発達状況確認を保護者と行います。また、結果をお渡ししサービス事業所や幼稚園、保育園で共有していただくツールになっています。  
希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。

## 2. 相談支援業務の傾向について

- 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、児童発達支援終了後も継続して放課後デイのサービスが充実してきた事で利用希望が年々増えており、小中学生の計画相談が増加の一方です。
- こども支援センターあすなろの通所をしていなかった児童が学校やことばの教室、家庭児童相談室より紹介され小学校中学年でつながってくるケースが増加傾向にあります。
- 発達障害を伴う、不登校児の相談が増えていますが、家族や本人の状況などから学校との連携が難しい場合もあります。
- 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れなどの発達の遅れや、コミュニケーションや社会性の遅れを伴っているケースが殆どです。
- 年度末や、健康課での母子保健事業の親子教室がワンクール終了する時期などが、申請や見学などの相談が集中します。
- サービスを利用している児の兄弟の相談や虐待、保護者の精神疾患を伴うケースも多く複雑化し、家庭児童相談室との連携をとるケースが多くあります。
- 児童相談所への一時保護や警察が介入するケースが増加し、各機関との緊密な連携や調整が必要となっています。

### 3. 今後の課題について

新規相談数の増加に伴い、業務多忙な状況が続いています。

児童発達支援については、こども支援センターあすなろでの集団療育が主だった状況から、ここ数年、市内・外に事業所が増え、サービス提供内容の多様化が進んでいます。その中でも特に、病院から紹介されるケースもある等、リハビリ訓練系の支援を主とした個別支援の事業所の利用ニーズが高まっており、複数事業所を利用されるケースも増えています。

また、保護者が子どもの障がいや発達の遅れ・躓きを十分理解したり、受容が乏しい段階でありながらも、就園や就学を考える時期を迎えることになる場合、加配・診断・支援級への入級などの情報提供には特段の配慮が必要です。このような多様なケースに対応するためには、事業所や幼稚園・保育園等の関係機関連携が重要であり、相談支援員の役割と高いスキルがますます求められると考えます。

放課後等デイサービスについては、利用を希望する方が増加していることで、事業所によっては利用までに待機が必要などもある現状です。必要な支援を出来るだけ身近な場でスムーズに受けられるよう検討していく必要があります。

さらに、近年、不登校児の放課後等デイサービスの利用希望や相談が増加しており、学校や教育機関との連携は不可欠で強化していく必要があります。発達障害を伴う不登校児の対応について、「こども支援部会」や「担当者会」とも協働しながらより良い理解や支援に繋げていく働きかけをしていく必要があります。